

航空自衛隊達第29号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）の規定に基づき、及び同訓令を実施するため、航空自衛隊における情報保証に関する達を次のように定める。

令和5年6月30日

航空幕僚長 空将 内倉 浩昭

航空自衛隊における情報保証に関する達（登録外報告）

航空自衛隊における情報保証に関する達（平成26年航空自衛隊達第52号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 組織及び体制（第4条－第13条）

第3章 情報システムに係る対策

第1節 情報システムの整備等に当たっての対策（第14条－第18条）

第2節 運用承認（第19条）

第3節 リスク分析・評価（第20条）

第4章 目的特化型機器に係る対策（第21条）

第5章 可搬記憶媒体に係る対策（第22条）

第6章 私有機器の取扱い（第23条）

第7章 教育及び訓練（第24条）

第8章 サイバー攻撃等への対処（第25条）

第9章 対策の実施状況の確認等（第26条－第28条）

分類番号：C－30－095

作成年度：2023年度

保存期間：10年

枚数：9枚

保存期間満了時期：2034.3.31 開示判断：開示

第 10 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、防衛省の情報保証に関する訓令（以下「訓令」という。）の規定に基づき、航空自衛隊の情報保証の確保に関する必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）部隊等 編合部隊、編制部隊及び機関並びに航空幕僚監部（以下「空幕」という。）をいう。

（2）基地等 基地及び分屯基地をいう。

（適用除外）

第 3 条 訓令第 3 条の規定に該当する事項は、別に定める。

第 2 章 組織及び体制

（情報保証責任者補助者）

第 4 条 訓令第 6 条に規定する情報保証責任者の事務を補佐する者として情報保証責任者補助者を置き、空幕運用支援・情報部長をもって充てる。

（情報保証監査責任者等）

第 5 条 訓令第 6 条の 2 第 1 項に規定する情報保証監査責任者は、空幕運用支援・情報部情報課長（以下「空幕情報課長」という。）とする。

2 訓令第 6 条の 2 第 2 項に規定する情報保証監査責任者補助者は、航空システム通信隊司令とする。

（情報システム情報保証責任者）

第 6 条 訓令第 7 条第 1 項に規定する情報システム情報

保証責任者は、整備段階で責任を有する情報システム情報保証責任者（整備）と運用段階で責任を有する情報システム情報保証責任者（運用）に区分する。

- 2 情報システム情報保証責任者（整備）及び情報システム情報保証責任者（運用）は、別に定める者とし、それぞれの職務は、別に定める。

（部隊等情報保証責任者）

第7条 訓令第8条第1項に規定する部隊等情報保証責任者は、次の各号に定める者とする。

- （1）空幕にあっては、課長、科学技術官、総括副監理監察官、次席法務官及び次席衛生官並びに情報保証責任者が指定する者
- （2）編制単位部隊を有する部隊にあっては、編制単位部隊の長
- （3）前号以外の部隊にあっては、部隊の長又は部隊の長が指定する者
- （4）機関（支処を含む。）にあっては、部長又は課長、科長若しくはこれに相当する者

（基地等情報保証責任者）

第8条 基地等内における情報保証を効率的に確保するため、基地等に基地等情報保証責任者を置き、次の各号に定める業務を行うものとする。

- （1）第24条第2項に規定する情報保証に関する教育及び訓練を基地等に所在する隊員に対して包括的に実施する。
- （2）基地等内におけるサイバー攻撃等の未然防止及び対処に関し、訓令第11条に規定する事案対処責任者の統制の下で、情報システム情報保証責任者（運用）を統制し、又は情報システム情報保証責任者（運用）に対し技術的支援を行う。

2 基地等情報保証責任者は、別に定める者とする。

3 基地等情報保証責任者は、その補助者として、基地等情報保証責任者補助者を指定することができる。

(情報システム運用者)

第9条 訓令第9条第1項に規定する情報システム運用者は、情報システム情報保証責任者(整備)が指定する者とする。

(情報システム情報保証認証者)

第10条 訓令第9条第2項に規定する情報システム情報保証認証者は、航空システム通信隊司令とする。

(事案対処責任者)

第11条 訓令第11条に規定する事案対処責任者は、航空システム通信隊司令とする。

(情報保証対策委員会の委員)

第12条 訓令第12条第2項に規定する情報保証責任者が指定する者は、空幕情報課長とする。

(航空自衛隊情報保証対策委員会)

第13条 情報保証に関し、部隊等相互間の調整、連絡、技術的事項の検討等を行うため、航空自衛隊情報保証対策委員会(以下「空自対策委員会」という。)を置く。

2 空自対策委員会は、委員長及び情報保証責任者の指定する者をもって構成する。

3 委員長は、空幕情報課長をもって充てる。

4 委員長は、空自対策委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長は、部隊等の長(航空幕僚長を除く。)に対し、所要の協力を求めることができる。

6 委員長は、関係のある空幕の課等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める

ことができる。

- 7 空自対策委員会の庶務は、空幕運用支援・情報部情報課において処理する。

第3章 情報システムに係る対策

第1節 情報システムの整備等に当たっての対策

（情報システムの整備等に当たっての対策）

- 第14条 情報システム情報保証責任者（整備）は、訓令第13条から第17条まで及び第20条に規定する機能を設ける場合並びに訓令第18条及び第19条第1項に規定する事項を実施する場合には、訓令第19条第2項に規定するセキュリティ管理策に基づき別に定める要領によるものとする。

（情報システム間の接続）

- 第15条 情報システム情報保証責任者（整備）は、秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録、注意電子計算機情報又は個人情報電磁的記録を取り扱う情報システムを他の情報システム又はネットワークと接続する必要がある場合であって、かつ、訓令第21条第2項第3号の承認を得る必要がある場合には、訓令第26条の規定に準じて情報保証責任者（情報課長気付）に申請するものとする。

- 2 前項の申請を受けた情報保証責任者は、防衛大臣に進達するものとし、結果を情報システム情報保証責任者（整備）に通知するものとする。

- 3 第1項の申請は、当該進達に係る情報システムの換装を行うとき、及び当該情報システムの変更を行うときには、再度行うものとする。

（外部サービスの利用）

- 第16条 訓令第21条の2に規定する外部サービスを

利用する場合の措置は、別に定める。

（情報システムの部外への設置に係る承認）

第 17 条 情報システム情報保証責任者（整備）は、訓令第 23 条の承認を受けるに当たっては、第 19 条に規定する運用承認手続により、その承認を得るものとする。

（情報システムセキュリティに係る事項の報告）

第 18 条 訓令第 25 条第 2 項に示す情報システムのセキュリティに係る事項の報告要領は、別に定める。

第 2 節 運用承認

（運用承認）

第 19 条 訓令第 26 条に規定する運用承認に係る手続の細部については、別に定める。

第 3 節 リスク分析・評価

（リスク分析・評価）

第 20 条 訓令第 27 条の 2 に規定するリスク分析・評価に係る手続の細部については、別に定める。

第 4 章 目的特化型機器に係る対策

（目的特化型機器に係る対策）

第 21 条 訓令第 42 条の 2 に規定する目的特化型機器に係る対策の細部については、別に定める。

第 5 章 可搬記憶媒体に係る対策

（可搬記憶媒体に係る対策）

第 22 条 訓令第 43 条に規定する可搬記憶媒体に係る対策の細部については、別に定める。

第 6 章 私有機器の取扱い

（私有パソコン、私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱い）

第 23 条 訓令第 44 条に規定する私有パソコン並びに訓令第 45 条に規定する私有携帯電話、私有目的特化

型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱いの細部については、別に定める。

第7章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第24条 情報システム情報保証責任者（運用）は、訓令第46条第2項に規定する情報保証に関する教育及び訓練について、情報システムの利用者に対して必要な事項を実施するものとする。

2 基地等情報保証責任者は、訓令第46条第2項に規定する情報保証に関する教育及び訓練について、基地等に所在する隊員に対して必要な事項を実施するものとする。

3 前2項の場合において、情報システム情報保証責任者（運用）及び基地等情報保証責任者が必要と認めるときは、事案対処責任者に対し技術的な支援を求めることができるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により教育及び訓練を実施した情報システム情報保証責任者（運用）及び基地等情報保証責任者は、当該実施状況について、別に定める実施要領により、情報保証責任者（情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第8章 サイバー攻撃等への対処

（サイバー攻撃等への対処）

第25条 訓令第47条第1項並びに第48条第1項、第3項及び第4項並びに第49条第1項及び第2項に規定する対処要領については、別に定める。

第9章 対策の実施状況の確認等

（自己点検）

第26条 訓令第51条第2項から第4項までに規定する自己点検を行わせるに当たっての必要な事項の細部

については、別に定める。

（監査）

第 27 条 訓令第 52 条第 2 項から第 7 項までに規定する監査の実施要領等の細部については、別に定める。

（隊員による報告等）

第 28 条 前 2 条に定めるもののほか、隊員は、訓令、この達及びこの達に基づき定められた関係規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、直ちに情報システム情報保証責任者（運用）又は部隊等情報保証責任者に報告するものとする。

2 情報システム情報保証責任者（運用）又は部隊等情報保証責任者は、訓令、この達及びこの達に基づき定められた関係規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、別紙様式により、指揮系統を通じて直ちに情報保証責任者（情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

3 インターネット上への情報流出を把握した場合の対応の細部については、別に定める。

第 10 章 雑則

（委任規定）

第 29 条 情報システム情報保証責任者（整備）、情報システム情報保証責任者（運用）、基地等情報保証責任者、情報システム運用者、情報システム情報保証認証者、事案対処責任者及び部隊等の長は、この達の実施に必要な細部事項を定めることができる。

附 則

この達は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別紙様式（第28条関係）

発簡番号
発簡年月日

情報保証責任者
航空幕僚長 殿
（情報課長気付）

発簡者名

情報保証に関わる状況について（報告）
（登録外報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 情報システム名
- 2 該当器材及び設置場所
- 3 違反の発生日時
- 4 違反の概要
- 5 情報保証に及ぼす影響
- 6 その他参考事項

注：1 必要がある場合は、様式の一部を変更することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。